

2022年度日本政府（文部科学省）奨学生留学生募集要項

日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）

大阪大学は、日本語・日本文化に関する教育職・研究職等の人材の育成を目的として、本学にて1年間、日本語能力及び日本事情・日本文化の理解の向上のための教育・研究を行う、大学推薦による国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）を下記のとおり募集する。

記

1. 応募者の資格及び条件

（1）対象

日本の大学において、日本語能力及び日本事情・日本文化の理解の向上のための教育を受けるために、新たに外国から留学する者。なお、対象者は大阪大学との大学間・部局間交流協定に基づき、公式に推薦を受けた者に限る。

（2）国籍

日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として、募集の対象とはならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

（3）年齢

原則として、1992年4月2日から2004年4月1日までの間に出生した者。例外は国籍国の制度・事情（兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等）により資格年齢時に応募できなかつた者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）は一切認めない。

（4）学歴

下記①～③のすべての条件を満たす者とする。

- ① 渡日及び帰国時点で外国（日本国以外）の大学の学部に在籍している者。
- ② 日本語・日本文化に関する分野を主専攻として専攻している者。
- ③ 2022年9月1日現在において、大学での日本語・日本文化学習期間が通算1年以上の者。（別の大学で日本語・日本文化学習歴があり、合わせて日本語・日本文化学習期間が通算1年を満たす者は、必ず、日本語・日本文化学習期間が1年以上であることを証明できる書類（別の大学で履修した成績証明書等）を提出すること。）

（5）日本語能力

日本語の能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者。

- ① 入学時点で日本語能力試験（JLPT）のレベルN2以上に合格している者。
- ② ①相当以上の日本語能力を有していると大阪大学において判断できる者。

（6）健康

日本留学について心身ともに支障がないと大学が判断した者。

（7）渡日時期

原則として、大阪大学の指定する期日（9月28日を予定）に渡日可能な者。やむを得ない事情があると文部科学省が判断した場合を除き、大阪大学の指定する期日に渡日できない場合は採用を辞退すること。また、自己の都合により所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

（8）査証取得

渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、新規に取得した「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格（「永住者」、「定住者」等）を有してい

る場合であっても「留学」に変更の上、新規渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。

(9) 対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については、対象外とする。採用以降に判明した場合は辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 大阪大学の指定する期日（9月28日予定）に渡日できない者。
- ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者（渡日後辞退者を含む）。なお、文部科学省学習奨励費（MEXT Honors Scholarship）は日本政府（文部科学省）奨学金留学生にあたらぬいため、過去に受給歴があっても応募可能。
- ④ 日本政府（文部科学省）奨学金制度による他の2022年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。
- ⑤ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び申請時から奨学金支給期間開始前までに私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、または在籍予定の者。ただし、現在、日本の大学等に在籍中又は在籍予定の私費外国人留学生であっても、奨学金支給期間開始前に帰国することが申請時において確実で、新たに在籍資格「留学」を取得し渡日する者はこの限りではない。
- ⑥ 奨学金支給期間開始後に日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む）から奨学金を受給することを予定している者。
- ⑦ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。

(10) 奨学金支給期間終了後の帰国・復学

奨学金支給期間終了月内に帰国し、渡日時点では在籍していた外国（日本国以外）の大学の学部に復学の上、引き続き日本語・日本文化の学習を続けることが確実な者。この帰国・復学の両条件が履行されなかつた場合は、支給開始時に遡及して奨学金の金額返納を命じことがあるため、終了後に帰国・復学することが確実でないものを推薦しないこと。

(11) その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自國と日本との相互理解に貢献するとともに、修了後も大阪大学と緊密な連携を保ち、修了後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自國と日本との架け橋となる意思のある者を採用する。

2. 奨学金支給期間

2022年10月から2023年8月までの11ヶ月間

（奨学金支給期間の延長は認めない。）

3. 奨学金等

(1) 奨学金

月額120,000円を支給する。なお、予算の状況等により各年度で金額は変更される場合がある。

ただし、大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。

(2) 旅費

① 渡日旅費

原則として旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から大阪大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券を交付する。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関する経費等は留学生の自己負担とする。また、国籍国に在外公館が所在せず、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者又は国籍国からの直行便がない者については、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から大阪大学が通常の経路で日本国内で使用する国際空港までの下級航空券を文部科学省が交付する。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された「現住所」とするが、渡日前に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された転居先を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄りを除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。

② 帰国旅費

文部科学省は、原則として研修コースを修了し、上記「2. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生については、本人の申請に基づき、大阪大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券を交付する。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関する経費等は留学生の自己負担とする。

なお、自己都合及び下記「4. 奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

また、奨学金支給期間終了月内に帰国せず、又は同月内に帰国しても渡日時点では籍していた国の大学（日本国以外）の学部に復学しない場合、帰国旅費は原則支給しない。

（3）教育費

大学における入学検定料、入学金及び授業料は大阪大学が負担する。

4. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 学業成績不良や停学、休学等により研修コースを奨学金支給期間終了月までに修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき。
- ⑧ 奨学金支給期間終了月内で帰国し、渡日時点では籍していた外国（日本国以外）の大学の学部に復学しなかったとき。

5. 推薦手続き及び選考

(1) 推薦

各大学長は、特に優秀な者で奨学金の支給を必要とする者を審査の上、推薦順位を付した上で別紙様式により必要書類を添えて大阪大学に対し推薦する。

(2) 選考

各大学長から推薦された者のうち、大阪大学の選考委員会の審査により採用候補者を決定し、これに基づき、文部科学省へ申請する。

(3) 提出書類等

提出書類については下記のとおりです。先にメールで提出ののち、大阪大学の指示に従って郵送してください。

提出書類	注意事項	提出期限、提出方法	
		メール提出	郵送提出
1)申請書	・半身・正面・脱帽で最近6か月以内に撮影した写真データを貼付 ・郵送提出分は両面印刷し、署名欄に必ず本人が直筆で署名すること。		
2)在学証明書	英語または日本語		
3) 在学大学（在学年次までの全学年）の学業成績証明書	写し可、日本語・日本文化に関する科目箇所が分かるように●印を付けること。 英語または日本語のもの。	3月10日までに メールで提出	郵送については大阪大学からの指示に従ってください。 (両面印刷で、各1部提出)
4) 在学大学の学校長等からの推薦状	大阪大学総長宛のもの		
5) 指導教員等の推薦状	大阪大学所定様式		
6) 本人の国籍身分を証明する書類	パスポートや本国の戸籍抄本の写し		
7) 日本語能力試験証明書(JLPT)レベルN2以上の写し又は所属大学の語学教員による語学能力証明書	語学教員による語学能力証明の場合は大阪大学所定様式を使用		
8)オンライン/電話インタビューアンケート		3月8日までに メールで提出	
9) 渡日航空券に関する質問票		3月10日までに メールで提出	
10) チェックリスト/カバーレター		3月10日までに メールで提出	郵送については大阪大学からの指示に従ってください。
11) 日本語・日本文化学習期間が1年以上と証明できる書類	学業成績証明書で在籍大学での日本語・日本文化学習期間が通算1年以上であることを証明できない場合のみ	必要な場合のみ 3月10日までに メールで提出	必要な場合のみ。 郵送については大阪大学からの指示に従ってください。

(4) その他

- ① 提出書類等は、日本語又は英語のいずれかにより、文書作成ソフト等を用いて入力のうえ、全てA4判に統一して作成すること。（その他の言語の場合は、日本語又は英語による訳文を添付すること。）
- ② 申請書が正確に記載されていない場合や提出書類等が不完全な場合は審査に付さない。（採用以降に不備又は虚偽の記載が判明した場合は採用を取り消すことがある。）また、提出期日を過ぎたものは、一切受理しない。
- ③ 提出書類は一切返却しない。
- ④ 申請者の健康状態については、日本留学について心身ともに支障がないことを各大学が責任をもって確認すること。

6. 結果通知

2022年6月末頃を目処に各大学宛に文書で通知する。

7. 注意事項

- (1) この制度は学位取得を目的とするものではないため、本プログラムの途中、または修了直後に日本政府（文部科学省）奨学生として、大学の学部、大学院の修士課程・博士課程に入学することはできない。
- (2) 渡日後、奨学生を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の宿舎費や生活資金として、差し当たり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意すること。
- (3) 日本の法令に基づき、渡日後、国民健康保険に加入すること。
- (4) 宿舎については、箕面キャンパスの学生寮（寮費月額50,000～60,000円）に入居すること。
寮詳細：<https://globalvillage.icho.osaka-u.ac.jp/minohsema/index.html>
- (5) 奨学生として決定された者であっても、各国の事情により、出国が不可能となることがあるので、各大学としても予め状況を把握しておくこと。
- (6) 奨学生として採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、受入大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mailアドレス））は、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、留学終了者のフォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有される。また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受け入れ促進に向けた広報資料において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生を紹介するために公表する場合がある。

国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において本取扱についての承諾を求める。特別な事情がある場合を除き、本取扱について承諾する者を、国費外国人留学生として採用する。

- (7) 過去に退去強制処分を受け、所定の渡日時期までに「留学」の査証発給ができない候補者を推薦した場合、この者の採用を取り消すので注意すること。
- (8) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度実施に必要な事項は日本政府が別に定める。

- (9) 提出する申請書のコピーをとり、オンライン/電話インタビューの際に手元においておくこと。
- (10) 募集要項、申請書様式に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではない。

提出先

Ms. S. Minami

Center for Japanese Language and Culture

Osaka University (Minoh Campus)

3-5-10 Sembashi Higashi, Minoh, Osaka 562-8678 Japan

Phone: 81-72-730-5075

Email: nikkensei2022@cjlc.osaka-u.ac.jp